



平成 24 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 日 本 管 理 セ ン タ ー 株 式 会 社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 武 藤 英 明
(コード番号：3276)
問合せ先 取締役 常務執行役員 河 野 隆
(電話 03-3555-2565)

ストック・オプション（新株予約権）の発行条件等に関するお知らせ

当社は平成24年3月29日開催の当社第10回定時株主総会で承認されました「ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件」に基づき、本日開催の取締役会において、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議しましたので、お知らせ致します。

記

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社の取締役、執行役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めること、並びに当社の監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的とするため。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社の取締役、監査役、執行役員及び従業員計 99 名に対し、
新株予約権 1,000 個

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 100,000 株

ただし、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(3) 新株予約権の総数

新株予約権 1,000 個

なお、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数は 100 株とする。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 3,075 円とする。

なお、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

分割・併合の比率

ii 当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

新規発行株式数×1株当たり払込金額

既発行株式数＋ $\frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}$

調整後 調整前

時価

行使価額＝行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$

既発行株式数＋新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

iii 上記 i 及び ii のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 26 年 5 月 18 日から平成 28 年 5 月 17 日まで。

(7) 新株予約権の行使の条件

i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた

場合は、この限りでない。

ii 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

iii 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

(8)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(10)新株予約権の取得条項

i 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

ii 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

(i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

(iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

iii 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

(11)組織再編行為時の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記 iii に従って決定される新株予約権 1 個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使の条件

上記④に準じて決定する。

vii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記⑤に準じて決定する。

viii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

ix 新株予約権の取得条項

上記⑦に準じて決定する。

(12) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 新株予約権の割当日

平成 24 年 5 月 17 日

【ご参考】

(1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 24 年 3 月 6 日

(2) 定時株主総会の決議日 平成 24 年 3 月 29 日

以上